



精神科看護管理ニュース

Vol. **43**

発行 日本精神科看護協会

2019/1/28

1 精神福祉法改正案の通常国会への提出が見送られました

措置入院患者の退院後の継続支援と精神保健指定医の指定・更新要件の見直しなどが盛り込まれた精神保健福祉法の改正案は、平成29年の通常国会において参院を通過していましたが、同年9月の臨時国会冒頭での衆院解散で廃案になっていました。

政府は、平成30年度に再度法案提出を行う方向で調整を進めていましたが、他の重要法案への影響から、今月28日召集の通常国会への提出を見送る方針を固めたことが、報道により明らかになりました。

2 看護職員の需給に関する検討会が開催されています

看護職員需給分科会は、第1回が平成28年3月に、第2回が平成28年6月に開催されていましたが、推計に当たっては医療従事者の働き方の見直しの影響について考慮する必要があることから、医師の需給推計に合わせて再開する予定となり中断していました。

平成30年5月に、医師需給分科会の第3次中間とりまとめが行われ、看護職員についても医師と同じ前提での推計が可能になったことから、平成29年9月になって2年ぶりに看護職員需給分科会（第3回）を再開することになりました。

10月に開催された第4回の検討会では、2025年における看護職員必要数の推計方法の方針案が示されました。その中では「精神病床」における看護需給推計の考え方も示されています。第5回の検討会では、看護職員確保に係る課題が検討され、厚労省は論点として①定着促進、②復職支援、③その他の3つを示し、構成員に幅広く意見を募りました。看護職員需給分科会では、今年4月末までに都道府県推計を集約する予定としています。

なお、医療従事者の需給に関する検討会（看護職員需給分科会）及び医師の働き方改革に関する検討会についての資料は日精看ホームページ「看護管理者の部屋」からご覧ください。

1/1

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034